

太陽光発電設備設置事業の手続に関する要綱に係るフローチャート

出力が50キロワット以上の設備

出力が50キロワット以下の設備

届出の適用外ですが、維持管理等は適正に行い、事業の実施に努めてください。

①事前協議

(1) 事業概要書(様式第1号) (2) 関係法令等協議報告書(様式第2号)

添付 [別表第4] (※)縮尺 1000 分の 1 以上

- ・位置図及び案内図 ・土地利用計画図(※) ・土地造成計画平面図(※) ・土地造成計画断面図(縦断面図・横断面図)(※)
- ・公図(字限図) (公図へ説明に係る範囲及び所有者を記入)
- ・公共施設との土地境界確認書の写し(地積測量図等で代用可)
- ・事業区域内の土地の登記事項証明書(ネット上で印刷した物やコピーで構いません。)

②説明会の開催(個別訪問でも可)

近隣関係者(様式第7号)

- ・事業区域に隣接する土地及び境界から 50 メートル以内の区域に建築物を所有する者
- ・太陽光発電設備設置事業により土地等所有者が受けるのと同様の影響を受けると市長が認める者

地域住民等(様式第6号)

- ・近隣関係者及びその区域に事業区域の一部又は全部を有する区、自治会等

③実施協議 (工事に着手する 30 日前までに、正副 2 部を提出してください。)

(1) 実施協議書(様式第3号) (2) 事業計画書(様式第4号) (3) 事業区域等状況調書(様式第5号)

(4) 地域住民等説明会報告書(様式第6号) (5) 近隣関係者に対する説明会報告書(様式第7号)

(6) 太陽光発電設備設置事業確約書(様式第8号)

添付 [別表第5] (※)縮尺 1000 分の 1 以上

- ・位置図及び案内図 ・土地利用計画図(※) ・土地造成計画平面図(※) ・土地造成計画断面図(縦断面図・横断面図)(※)
- ・排水施設構造図 ・工作物設計図 ・公図(字限図) (公図へ説明に係る範囲及び所有者を記入)
- ・公共施設との土地境界確認書の写し(地積測量図等で代用可) ・排水に係る放流承諾書
- ・事業区域内の土地の登記事項証明書(正は原本) ・工事施工方法書(計画書)
- ・工事実施体制表 ・関係法令等による許認可等を受けている場合は、その許可書等の写し
- ・その他市長が必要と認める図書

④工事着手の届出等

工事に着手、中止、再開又は完了した場合は、その都度、速やかに工事(着手・中止・再開・完了)届出書(様式第12号)を提出してください。また、事業者は太陽光発電設備設置事業の施行期間中、事業区域内の見やすい場所に標識(様式第16号)を設置してください。

⑤市職員による完了後の現地確認

市職員による、設備周辺の状況や塀柵、標識の設置等について現地確認をさせていただきます。立会等は特に必要ありません。